

令和4事業年度 業務実績説明資料



独立行政法人労働者健康安全機構

Japan Organization of Occupational Health and Safety

独立行政法人労働者健康安全機構の概要

設立 平成16年4月1日

独立行政法人労働者健康福祉機構（平成16年設立）と独立行政法人労働安全衛生総合研究所（平成18年設立）が平成28年4月に統合し設立

独立行政法人の分類 中期目標管理法

中期目標期間：5年間

（第4期：平成31年4月1日～令和6年3月31日）

設立目的

独立行政法人労働者健康安全機構法第3条（機構の目的）

独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）は、療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業、特定石綿被害建設業務労働者等（特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）第二条第三項に規定する特定石綿被害建設業務労働者等をいう。）に対する給付金の支払等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

主な役割

○研究及び試験事業

- ・労働安全衛生研究（**労働安全衛生総合研究所**）
労働安全衛生の総合研究機関として、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究を実施
- ・労災疾病等医学研究
労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、3つの分野に集約化して研究開発を実施

○労働災害調査事業

大規模な労働災害や発生メカニズムが複雑な労働災害等の原因究明のための専門的な調査

○化学物質等の有害性調査事業（**日本バイオアッセイ研究センター**）

労働者の健康障害防止対策のために、化学物質の有害性調査等を実施

○労災病院事業（**労災病院**）

労災疾病等に関する予防から診断、治療、リハビリテーション、両立支援、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を提供、地域の医療水準の向上に貢献

○産業保健活動総合支援事業（**産業保健総合支援センター**）

産業保健サービスの提供等の支援を通じて、事業場における自主的産業保健活動を促進

○治療就労両立支援事業（**治療就労両立支援センター（部）**）

治療と就労の両立支援の事例の収集・分析をした上で医療機関向けマニュアルを作成し、労災指定医療機関等へ普及

○専門センター事業（**医療リハビリテーションセンター・総合せき損センター**）

重度の被災労働者に対し高度・専門的な医療、リハビリテーションを実施し、被災労働者の社会復帰を支援

○未払賃金立替払事業

事業場の倒産等により未払となった賃金等を事業主に代わって労働者に立替払を実施

○納骨堂の運営事業（**高尾みころも霊堂**）

産業災害殉職者の御霊を奉安する霊堂の環境整備、産業殉職者合祀慰霊式の実施

○特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払

建設現場で石綿にばく露し、石綿関連の疾病を発症した労働者等に対する給付金支払の実施

業務実績 評価項目一覧

項目別評定調書	評価項目	頁	実績評価 (自己評価)
<u>1-1-1</u>	労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進【重要度「高」】	3	A
1-1-2	労災疾病等に係る研究開発の推進	6	A
1-2	労働災害調査事業	8	A
<u>1-3</u>	化学物質等の有害性調査事業【重要度「高」】	11	B
<u>1-4</u>	労災病院事業【重要度「高」】	13	A
<u>1-5</u>	産業保健活動総合支援事業【重要度「高」】【難易度「高」】	16	A
<u>1-6</u>	治療就労両立支援事業【重要度「高」】【難易度「高」】	19	S
1-7	専門センター事業	22	B
<u>1-8</u>	未払賃金立替払事業【重要度「高」】	25	A
<u>1-9</u>	納骨堂の運営事業【重要度「高」】	28	A
1-10	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払	31	B
2-1	業務運営の効率化に関する事項	34	B
3-1	財務内容の改善に関する事項	36	B
4-1	その他業務運営に関する重要事項	39	B

評価項目No. 1-1-1 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進

自己評価 **A**

(過去の主務大臣評価 R1年度：A、R2年度：A、R3年度：A)

重要度 **高**

I 中期目標の内容

- 労働安全衛生の総合研究機関として、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化し、行政課題を踏まえた「プロジェクト研究」、「協働研究」、「基盤的研究」、「行政要請研究」、「過労死等に関する調査研究等」を確実に実施すること。
- 総合的な企画調整等を行う部門において、機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう体制を強化すること。
- 研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。
(指標) ・外部評価において、研究成果について平均点3.25点以上の評価を得ること。⇒類似する研究に係る実績を踏まえ設定。
・研究報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けること。⇒類似する研究に係る実績を踏まえ設定。
- 労働者の健康及び安全に対する研究成果の普及・活用を一層図ること。
(指標) ・中期目標期間中の法令等の制改定等への貢献数は、50件以上とすること。⇒第3期中期目標期間中の目標水準(年10件)を踏まえ設定。
・中期目標期間中におけるホームページ中の研究業績等へのアクセス総数を1200万回以上とすること。⇒第4期中期目標策定時の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。

【重要度「高」の理由】

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準及び国際基準の制定及び改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究の成果が、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることで、労働災害の減少に結び付くため。等

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達 成 度		
研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映する。	外部評価における研究成果の評価 (目標 平均点3.25点以上)	4.41点	135.7%	124.9%	122.8%	117.2%
	厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けた研究報告書割合 (目標 80.0%以上)	100.0%	125.0%	125.0%	125.0%	125.0%
調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連する基準等の制定及び改正等に積極的に貢献する。	法令・基準の制改定等への貢献 (目標 10件以上)	13件	130.0%	120.0%	160.0%	180.0%
調査及び研究の成果について、原則としてホームページに掲載する。	ホームページアクセス数 (目標 240万回以上)	280万回 (うち労働安全衛生施策に係る数196万回)	116.7%	118.6%	129.3%	123.5%

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要因分析（分類：①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」）
外部評価における研究成果の評価 （目標 平均点3.25点以上）	② 研究の実施前後（必要に応じて実施中）に厚生労働省政策担当部門との意見交換を延べ20回実施し、研究内容のすり合わせや研究成果等の報告等について協議し、行政への貢献度が高くなるように努めた。さらに、第三者評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映することで研究成果の向上に努めた。 行政との頻繁な協議、研究評価結果に基づいた研究内容の軌道修正等を行うことで高い水準を維持しているが、研究の性格上、努力したとしても必ずしも当初見込みの結果に繋がらないものも一定の割合で存在しうること踏まえると、現在の目標値は概ね妥当な水準と考える。
厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けた研究報告書割合（目標 80.0%以上）	② 研究の実施前後に厚生労働省政策担当部門との意見交換を延べ20回実施し、担当研究者が政策上の課題、問題意識を十分に理解し、研究業務に反映することで研究成果の向上に努めた。 これら行政との頻繁な協議を行うことで高い水準を維持している。ただし、研究の性格上、努力したとしても必ずしも当初見込みの結果に繋がらないものも一定の割合で存在しうることや、社会情勢の変化により研究成果が政策に還元されるかどうか研究開始前の想定と異なる状況になることもありうることも踏まえると、現在の目標値は概ね妥当な水準と考える。
法令・基準の制改定等への貢献 （目標 10件以上）	② 厚生労働省政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めた。 行政との意見交換を行いながら行政政策への貢献に努めているが、研究の性格上必ずしも当初想定した結果に繋がらないものも一定の割合で存在しうることや、社会情勢の変化により研究開始前の想定と異なる状況になることも踏まえると、現在の目標値は概ね妥当な水準と考える。

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
研究業務の着実な実施と貢献	目標の指標をいずれも上回ったほか、要請に応じ厚生労働省等の検討会への委員としての参加や資料提供等に対応し、化学設備等定期自主検査に関する取扱い（令和4年4月20日）等国の労働衛生施策の策定に貢献した。研究者がこのような機会に積極的に参加することによって行政の動きや考え方を理解し、またそれらを研究に活かすことでより一層労働安全衛生政策の企画立案に貢献できるものと考えられる。 労働安全衛生の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等、機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う協働研究として昨年度に引き続き4課題（安衛研、複数の労災病院等で協働）を実施しており、令和4年度より新たにバイオの研究者が研究代表者を務める協働研究を開始した。
研究の実施体制等の強化	令和5年度から始まる第14次労働災害防止計画の重点事項の1つとされている作業行動に起因する労働災害防止に向け、厚生労働省と協議し、新たに行政要請研究及び協働研究（安衛研、労災病院で協働）の実施について準備を行った。また、検討会等に積極的に協力をを行った。

【プロジェクト研究】の一例

化学物質リスクアセスメント等実施支援策に関する研究

主に反応を伴わない化学物質取扱い作業（開放系作業）及び化学物質の異常反応（暴走反応など）が起因となって発生する火災・爆発等災害防止のための危険性に対するリスクアセスメント（RA）等実施支援策について検討を行った。

得られた知見・成果

化学物質の危険性に対するリスクアセスメントを実施するための手法等をまとめた説明資料や支援ツールを作成し、ホームページで公開した。また、この研究の成果は「化学設備等定期自主検査指針における目視検査の取扱いについて」（令和4年4月20日付け基安化発第0420第2号）等において引用された。



(参考)化学工場の爆発災害

【協働研究】の一例

じん肺の新規バイオマーカーおよび迅速評価法・治療法の開発に向けた探索的研究

根本的な治療法が未だ確立されておらず、初期病変の発見が困難であるじん肺に関して、日本バイオアッセイ研究センターが中心となり、労災病院及び労働安全衛生総合研究所と協働での研究を令和4年度より開始した。

期待される成果

現在、じん肺に関する有用なバイオマーカー（疾病の有無や病状の指標となるもの）はほとんどなく、本研究において基礎となる知見が得られることで、じん肺の診断可能な新たなツールやメカニズムの理解と治療方法への応用等が期待される。



【行政要請研究】の一例

騒音障害防止対策に関する調査

「騒音障害防止のためのガイドライン」の見直しを見据えて、諸外国の規制と我が国の規制の整合性および騒音作業場の実態調査を行った。

得られた知見・成果

従来の定点測定のみでは正確な測定結果が得られなかったが、騒音性難聴に関する労災認定事例の調査分析結果から、業種によっては工程により作業内容や作業場所も変わり、また騒音源としては手持ち工具によるものが多いことが分かった。このことから、騒音源が移動する場合等においては、定点観測に加え、個人ばく露測定が必要との結果が得られ、その結果が「騒音障害防止のためのガイドライン」に活用された。（次年度の令和5年4月に通達発出）



(参考)個人ばく露計装着例

【研究の実施体制等の強化】

○第14次労働災害防止計画を念頭に置いた転倒災害及び腰痛の防止に向けた取り組み

- 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課による「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」に委員として参加。検討会の中間整理（第14次労働災害防止計画の策定につながる素案）の中で、行政要請研究「社会福祉施設における作業様態等に応じた労働災害の分析」において労働者死傷病報告等を用いて、作業態様別・年次別・原因別で労働災害を要因分析した結果を報告した。
- 第14次労働災害防止計画を踏まえ、令和5年度より新たに転倒災害及び腰痛の防止に重点を置いた行政要請研究1課題、協働研究1課題の研究を開始するため、準備を進めた。



評価項目No. 1-1-2 労災疾病等に係る研究開発の推進

自己評価 **A**

(過去の主務大臣評価 R1年度：A、R2年度：B、R3年度：A)

I 中期目標の内容

1. 労働災害の発生状況等を踏まえ、「職業性疾病等の原因、診療及び治療」、「労働者の健康支援」、「労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化」の3領域について、時宜に応じた研究に取り組むために、協働研究と連携を図りつつ、研究を行うこと。
2. 労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例蓄積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制の構築を引き続き行うこと。
3. 予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備及び活用等に取り組むこと。
4. 研究成果については、原則としてホームページに掲載すること。

(指標)

・中期目標期間中におけるホームページ中の研究業績等へのアクセス総数を1200万回以上とすること。⇒第4期中期目標策定時の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達	成	度
・ 労働災害の発生状況を踏まえ、協働研究と連携を図りつつ、研究を行う。 ・ 研究の成果については、原則としてホームページにおいて公開する。	ホームページアクセス数(目標 240万回以上)	280万回 (うち労災疾病等に係る数84万回)	116.7%	118.6%	129.3%	123.5%

III 評定の根拠

根 拠	理 由
「勤労世代肝疾患」テーマにおける研究成果及び普及活動	勤労世代でもIFNフリー治療が従来治療と同等に有効であること、また治療後に注意すべき発癌リスク要因を明らかにした。IFNフリー治療は勤労者のQOLを改善するものであり、C型肝炎患者の療養・就労両立支援の更なる促進が期待される。関西労災病院、大阪労災病院及び大阪大学による共同研究であり、労災指定医療機関との連携体制の構築を図り着実に研究を進めた。
「メンタルヘルス」テーマにおける研究成果及び普及活動	日本において初めて一般労働者における客観的認知機能と労働生産性の関係を調査した研究であり、ICTを活用した調査により客観的認知機能評価と労働生産性(プレゼンティーズム)の関連を確認した。今後、客観的認知機能評価の活用により、職場復帰支援や労働者のメンタルヘルス状況の把握の促進が期待される。東京労災病院、国立精神・神経医療研究センター、産業医科大学、大企業他による共同研究であり、労災指定医療機関等との連携体制の構築を図り着実に研究を進めた。

主な取組

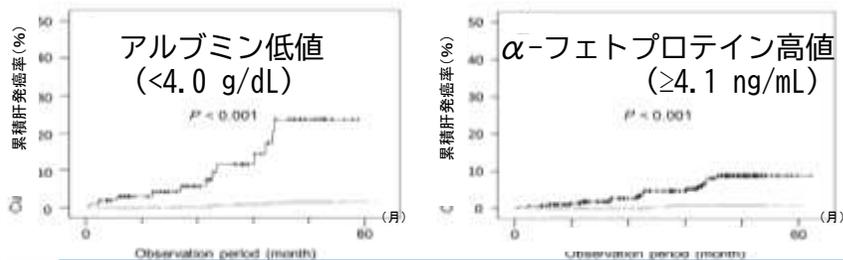
労働者の健康支援を目的として、「勤労世代肝疾患」や「メンタルヘルス」等の研究を実施、その結果を学会発表、論文投稿などを行い積極的に研究成果を普及した。

1 「勤労世代肝疾患」 労働者の健康支援領域

【背景】 C型肝炎の治療はIFN治療※から副作用の少ない飲み薬(抗ウイルス薬)によるIFNフリー治療に移行し、QOLが大きく改善した。しかし、高齢者対象の研究が多く、勤労世代のエビデンスは限られていた。

※IFN=インターフェロン：体内の免疫力を高めてウイルスの活動を鎮静化させる注射剤であるが、副作用が強い。

【成果】 勤労世代でのIFNフリー治療がIFN治療と同等に発癌を抑制すること(右図)、治療後に注意すべき発癌リスク要因(下図)などを明らかにした。

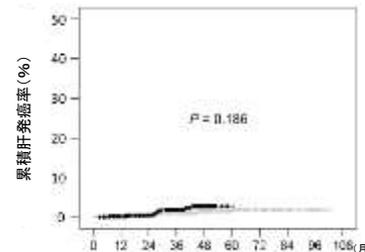


アルブミン値が低い、 α -フェトプロテイン値が高いことが、IFNフリー治療後の肝発癌リスク因子であることが明らかになった。

【社会的意義】 勤労世代のC型肝炎患者の療養・就労両立支援の更なる促進が期待される。

Hagiwara H., et al. *JGH Open* 2022;6:395-401. DOI: 10.1002/jgh3.12745
(関西労災病院、大阪労災病院、大阪大学による共同研究)

2022年8月にケアネット、マイナビ、m3他で紹介されました。
(Healthday Japanより配信)



2 「メンタルヘルス」 労働者の健康支援領域

【背景】 労働者のメンタルヘルスに関心が高まる中、認知機能(注意力や作業記憶力など)と労働生産性の関係は明確ではない。

【成果】 18-65歳の労働者に、THINC-it®(電子化統合ツール)※を活用した調査を実施した結果、客観的認知機能と労働生産性に有意な関連があることが示唆された。

※タブレット等を利用して認知機能が測定できるアプリケーション



【社会的意義】 日本において初めて一般労働者の客観的認知機能と労働生産性の関係を調査した研究である。客観的認知機能評価の研究、活用が進むことで、職場復帰支援やメンタルヘルスの評価促進が期待される。

Shibaoka M., et al. *J Occup Health* 2023;65:e12385.
DOI: 10.1002/1348-9585.12385

(東京労災病院、国立精神・神経医療研究センター、産業医科大学、防衛医科大学校、大企業による共同研究)

評価項目No. 1-2 労働災害調査事業

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R1年度：A、R2年度：A、R3年度：A)

I 中期目標の内容

- 労働安全衛生法第96条の2に基づいて、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、可及的速やかに厚生労働省に報告を行うこと。また、個人情報の保護等に留意の上、調査結果を公表し、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。
- 災害調査等の結果を体系的に整理及び分析し、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うこと。

(指標) ・ 災害調査報告等について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査等を実施し、平均点2.0点以上の評価を得ること。

※ 3点(大変役に立った)、2点(役に立った)、1点(あまり役に立たなかった)、0点(役に立たなかった) ⇒類似する調査等に係る実績を踏まえ設定。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達 成 度		
災害調査報告等について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査を実施し、平均点2.0以上の評価を得ること。	依頼元からの評価 (目標 平均点2.0点以上)	2.62点	131.0%	144.5%	141.5%	136.5%

要因分析(実績値/目標値が120%以上又は80%未満)

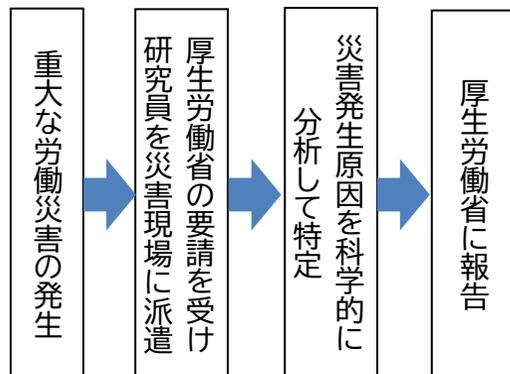
指 標	要因分析(分類：①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」)
依頼元からの評価 (目標 平均点2.0点以上)	② 厚生労働省からの要請に基づき、迅速かつ適切に研究員を現地に派遣するなどにより調査を行い、高度な実証実験やデータ解析等の実施により調査結果を作成し、速やかに厚生労働省に報告することに努め、厚生労働省等依頼元からは、「行政だけの調査では限界があり、科学的見解や根拠が得られた」、「再発防止の指導、法令違反の検討に活かすことができた」等の回答を得た。 なお、令和4年度は高い評価を得ているが、今後、厚生労働省からの要請のうち「発生原因を特定させることができない複雑な労働災害」や、「現在在籍している研究員では対処できない労働災害」なども一定の割合で生じることも想定されることを踏まえると、現在の目標値は概ね妥当な水準と考える。

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
災害調査結果の厚生労働省への報告及びこれを踏まえた研究活用・反映	迅速かつ適切に災害調査等を行い、調査結果等を厚生労働省に報告し、調査依頼元から高い評価を得た。
災害調査結果等の研究活用・反映	災害情報のデータベース化を進め、今後、当該データベースに対して体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うための準備を進めた。

労働災害の原因調査の実施

災害調査の流れ



(さらに踏み込んだ研究が必要な場合)科学的エビデンスを収集・蓄積のため、新規に研究を開始。

災害調査を契機に開始する研究の事例

- 高純度結晶性シリカ(半導体を保護する部材の製造に用いる微小粒子素材)による肺疾患事案に係る災害調査結果を踏まえ、労災病院、安衛研による協働研究を実施している。

再発防止の観点から安衛研のホームページにおいて公表した。

災害調査実績の一例(令和4年度公開分)

「係留中の土砂運搬船で発生した爆発火災災害」

係留中の土砂運搬船(海底・河床等から除去された土砂やヘドロを泥倉に受入れて運搬する船)の船倉内で爆発火災が発生し、作業員3名が死亡する労働災害が発生。



土砂運搬船のイメージ



現場の写真



実験の様子

専門の研究者による現場調査や、模擬実験装置を用いた油ミストの着火性実験等調査を実施した。その結果、油漏れがあった油圧配管の交換作業において、ボルトのガス炎による切断作業を行った際、油が溜まった床に落下した高温のボルトにより火種が生まれ、気化した油やガス蒸気に引火し爆発・火災が起こったことが判明した。

ガス使用における火気の管理徹底はもちろん、静電気の発生等による危険物等の爆発・火災の危険性の把握等が再発防止につながることを報告。

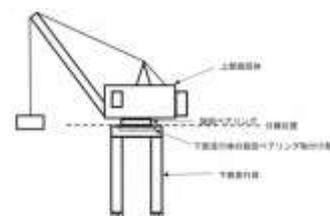
「ジブクレーン上部旋回体の倒壊災害」

塔型ジブクレーンで荷をつり上げ、走行・旋回したところ、上部旋回体と下部走行体を結合している旋回ベアリング取付けボルトが破損し、上部旋回体が落下するという災害が発生。

研究者による現場調査やボルト破損部の走査電子顕微鏡(SEM)での観察による負荷荷重の調査等の結果、ボルトの疲労破壊が原因と判明した。

定期自主検査において、ボルトに緩みがあった場合は増し締めし、伸び、折損、脱落が1本でも発見された場合は、当該ボルトだけではなく、全てのボルトを新品に交換することが再発防止につながることを報告。

塔型ジブクレーン:主に機械工場や造船所、港湾荷役などで用いられる、アームを持つ大型のクレーン



疲労破壊で破断したボルト破断面

評価項目No. 1-3 化学物質等の有害性調査事業

自己評価 **B**

(過去の主務大臣評価 R1年度：B、R2年度：C、R3年度：C)

重要度 **高**

I 中期目標の内容

1. 発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定するものについて、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。
2. 長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質の維持や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討すること。
3. 国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。
4. 安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性調査等も含め、がん原性試験等の化学物質の有害性調査を、事業場等からの依頼に応じて積極的に受託し、実施すること。

【重要度「高」の理由】

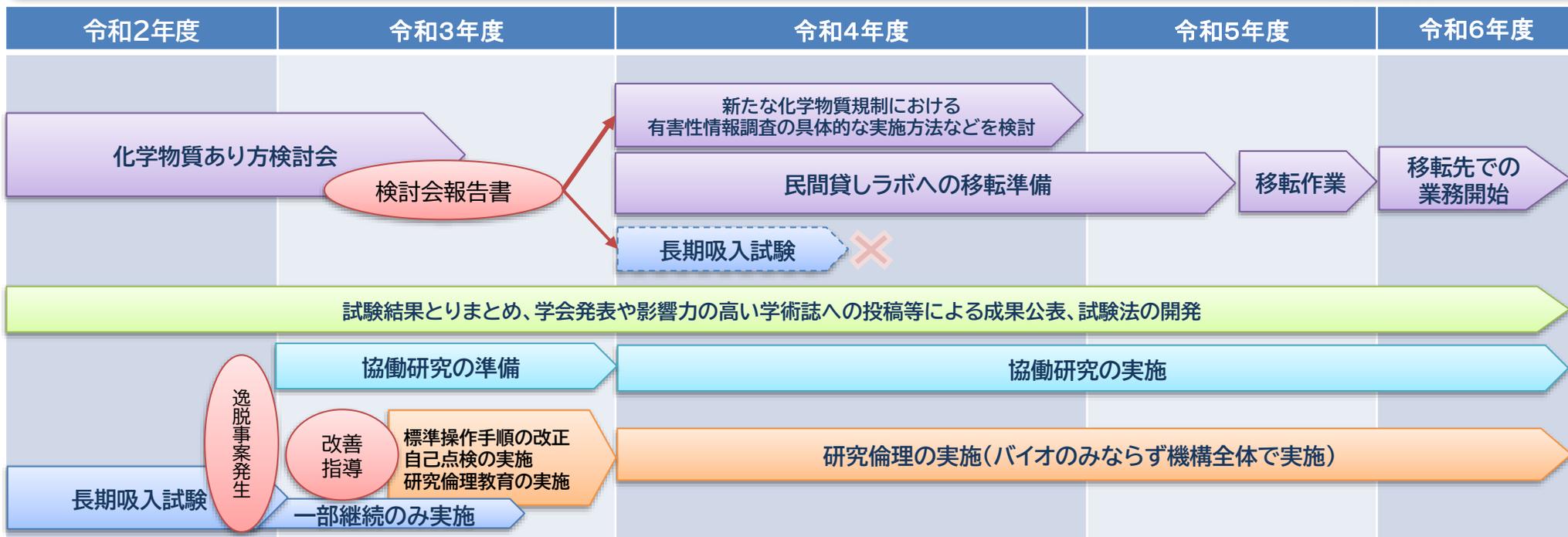
国が化学物質の規制等を行うためには、その有害性についてのエビデンスが必要であるため。

II 指標の達成状況

定量的指標はなし

III 評価の根拠

根拠	理由
化学物質等の有害性調査事業の計画的な実施	「試験法の開発」として、吸入性粉じん肺の病態早期検出に係る分子生物学的解析法等の開発を行った。また、「研究成果の情報発信」としては、国際がん研究機関（IARC）の評価ワーキンググループ会議に論文が利用されたり、インパクトファクターの高い学術雑誌に論文が掲載されるなどの成果を上げた。さらに、協働研究の実施により有害性調査事業の知見を研究に活かすことに取り組んだ。 国の方針に基づき長期吸入試験に替わる有害性調査の検討を行い、移転の準備まで行ったことから、令和4年度の自己評価としては国から示されたミッションは達成したものとB評価とした。



1 試験の迅速化・効率化を図るための試験法等の検討

吸入性粉じん肺の病態早期検出マーカーの開発について、結晶質シリカ(半導体を保護する部材の製造に用いる微小粒子素材)及び酸化インジウムスズ(液晶ディスプレイなど電子部品原料)切削片のラット肺を用いた分子生物学的解析及びメタボローム(代謝物質:糖、アミノ酸など)解析を実施。

2 研究成果の公表等

- 職場における架橋型水溶性アクリル酸ポリマー(医薬品や化粧品等のゲル化剤に用いる微小粒子素材)の吸入ばく露によるラット肺疾患のメカニズムの研究成果について、Respiratory Research誌(インパクトファクター2021最新: 7.162点)に掲載された。
- ラットにおける架橋型水溶性アクリル酸ポリマーへの吸入曝露による肺疾患の用量反応関係の研究成果について、Particle and Fibre Toxicology誌(インパクトファクター2021最新: 9.112点)に掲載された。
- 米国毒性物質疾病登録局(ATSDR)の1,1,1-Trichloroethane及び1,2-dichloropropane評価書の改訂に1,1,1-トリクロロエタン(試薬や塗料等の溶剤に使用)及び1,2-ジクロロプロパン(インク洗浄剤に使用)の吸入ばく露試験等に関する論文が引用された。
- 化学物質の有害性調査の成果について、国際がん研究機関(IARC)の評価ワーキンググループ会議(2023年2~3月開催)にて論文4報が利用された。

ラットの架橋型水溶性アクリル酸ポリマーへの吸入曝露により、肺疾患メカニズムの一端を明らかにした

ラットの架橋型水溶性アクリル酸ポリマーへの吸入曝露によるNOAEL(無毒性濃度)を設定することができた



3 協働研究の実施

「有機粉じん毒性評価のための包括的基盤構築」、「じん肺の新規バイオマーカー(疾病の有無や病状の指標となるもの)および迅速評価法・治療法の開発に向けた探索的研究」をスタートした。

評価項目No. 1-4 労災病院事業

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R1年度：B、R2年度：A、R3年度：A)

重要度 高

I 中期目標の内容

- 高度・専門的な医療を提供するとともに、勤労者医療の総合的な取組について、得られた知見を他医療機関にも効果的に普及させ推進を図ること。
- 都道府県が策定する医療計画や医療圏における医療ニーズも勘案し、病床機能区分の変更等、診療体制の検討を実施し、効果的な地域医療連携を行うこと。
- 地域の医療機関等との連携強化により、地域医療支援病院の要件を充足するとともに、地域の医療機関等を対象にした症例検討会、講習会及び地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を実施すること。
(指標)・労災病院において地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保。⇒地域医療支援病院の基準以上を目標設定。
・地域の医師等に対し、症例検討会等を中期目標期間中、延べ4200回以上実施。⇒第3期中期目標期間(平成26年度～29年度)の平均値を踏まえ設定。
・高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ17万5000件以上実施。⇒第3期中期目標期間(平成26年度～29年度)の平均値を踏まえ設定。
- 大規模労働災害等の災害や新型インフルエンザ等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対応するため、緊急対応を速やかに行える体制を確保。
- 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。
(指標)・患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保。⇒第4期中期目標策定の際の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。
- 新医薬品等の開発促進に資するため、治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うこと。
(指標)・治験症例数を中期目標期間中2万900件以上確保。⇒第3期中期目標期間(4年間：26年度～29年度)の毎年度の平均値を踏まえ設定。
- 労災病院に所属する医師等は、国が設置している検討会等からの参加要請、労災請求等に対する認定に係る意見書の迅速・適正な作成等について、積極的に協力すること。アスベスト関連疾患に対して、健診、相談及び診療に対応、医療機関に対する研修等により診断技術の普及、向上を積極的に図ること。
- 北海道中央労災病院の統合につき、同病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野の医療に配慮しつつ、関係者と協議の上、適切に措置できるよう検討を進めること。等

【重要度「高」の理由】

「アスベスト問題に係る総合対策」において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められており、一層の協力が求められているため。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達 成 度		
地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の要件を充足する。	紹介率(目標 76.0%以上)	78.4%	103.2%	101.7%	104.1%	102.6%
	逆紹介率(目標 63.0%以上)	70.2%	111.4%	110.1%	115.6%	106.0%
地域の医療機関等を対象にした症例検討会や講習会等を行う。	症例検討会・講習会開催回数(目標 840回以上)	1,200回	142.9%	105.7%	36.9%	106.2%
地域の医療機関等から高度医療機器を用いた受託検査を実施する。	受託検査件数(目標 35,000件以上)	31,809回	90.9%	94.0%	93.4%	104.5%
患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供する。	患者満足度(目標 80.0%以上)	85.0%	106.3%	106.6%	108.3%	103.9%
労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を確保する。	治験症例数(目標 4,180件以上)	3,948件	94.4%	124.5%	108.8%	114.4%

要因分析

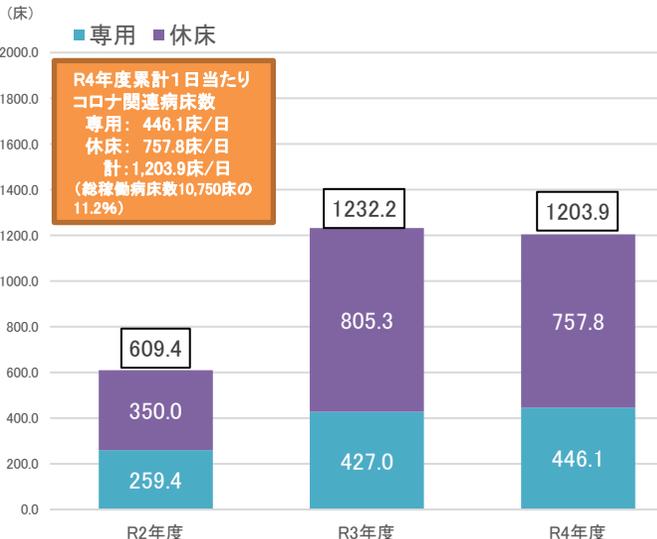
指 標	要因分析（分類：①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」）
症例検討会・講習会開催回数 （目標 840回以上）	② 新型コロナウイルス感染症患者の積極的受入に伴う業務逼迫及び感染拡大防止の観点から、症例検討会等の開催は限定的にならざるを得ない状況であったが、電子（WEB）会議システムを活用した形式及び密を回避した集合形式での開催等、新型コロナウイルス感染症拡大の中でも可能な限りの実施に努めたことにより、年度計画の840回を達成している。

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
大規模労働災害等への対応 （新型コロナウイルス感染症対応を含む）	○ 各労災病院においては、自治体からの病床確保要請等を踏まえ、地域の医療体制の確保を図りつつ、一般病床をコロナ専用病床へ切り替える等、新型コロナウイルス陽性入院患者を29病院で受け入れ、地域の医療提供体制の確保に貢献した。 また、感染拡大地域の医療施設等へ看護師を10名派遣した（派遣延日数132日）。
地域の中核的役割の推進 地域の医療機関等との連携強化	○ <u>新型コロナウイルス感染症患者の積極的受入及び感染拡大防止への対応等を優先的に行っている中で、「紹介率・逆紹介率」、「症例検討会・講習会開催回数」及び「患者満足度」について年度計画を達成した。</u>
北海道中央労災病院の統合	○ 北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合については、令和3年7月に基本合意書を締結したところであるが、令和4年9月に策定された「岩見沢市新病院建設基本計画」において、世界情勢の影響等による工期見直しにより、令和9年4月を目途とされていた統合（開院）の時期が令和10年春とされた。この基本計画の公表に併せ、統合時期延期に係る職員説明会及び職員意向調査（2回目）を実施するなど、職員の雇用確保を前提としたきめ細かい情報提供を通じて職員の不安軽減に努めた。 また、岩見沢市の意向も踏まえ、新病院の建設地を北海道中央労災病院用地とすることとし、新病院建設工事開始に伴い必要となる既存建物の先行解体工事に向けて岩見沢市との協議を進めた。 引き続き予定されている開院時期に影響が出ないよう円滑な統合に向けて必要な協議を進めていく。
アスベスト問題に係る総合対策への協力	○ 「アスベスト疾患センター」等において、アスベスト健診等に取り組むとともに、労災病院等に設置した健康相談窓口において、アスベストによる健康障害に関して不安のある地域住民等からの健康相談に対応している。 また、全国の労災指定医療機関における呼吸器系疾患を取り扱う医師等を対象に、石綿関連疾患に関する研修を実施し、診断技術の普及、向上に努めている。 さらに、労働基準監督署長等からの依頼に基づき、石綿ばく露に関する医学的所見の確認等を行う石綿確定診断委員会を実施した。

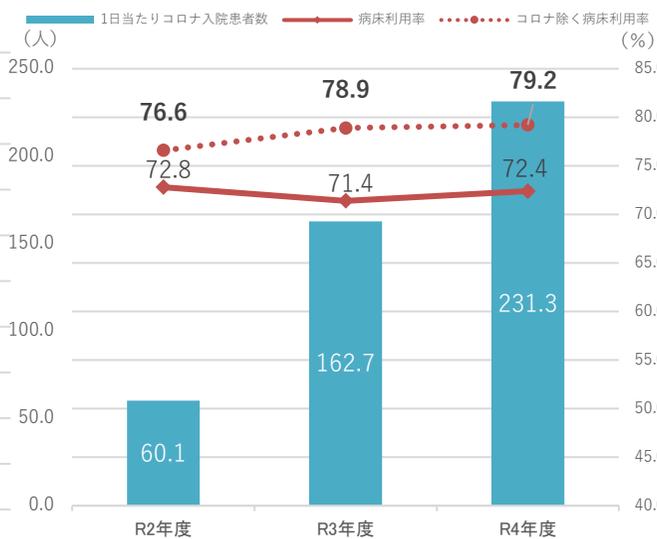
大規模労働災害等への対応

1日当たりコロナ専用・休床延病床数

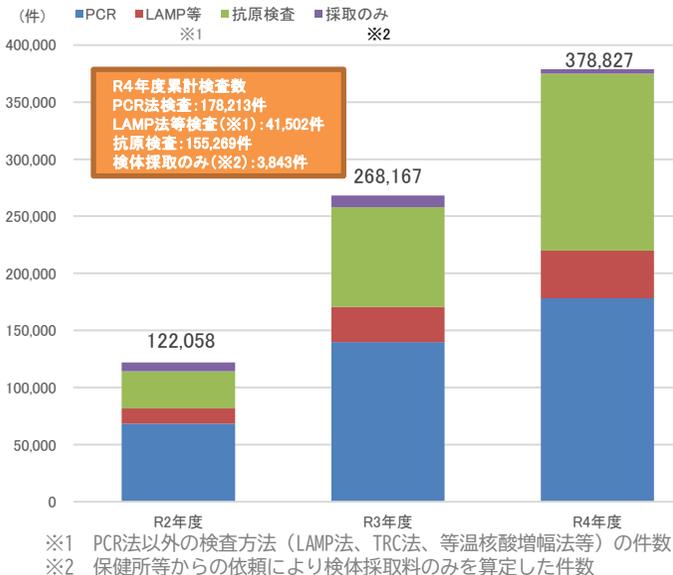


※休床とは、コロナ患者専用病床を確保するために、やむを得ず使用を停止した病床である。

病床利用率・1日当たりコロナ受入院患者数

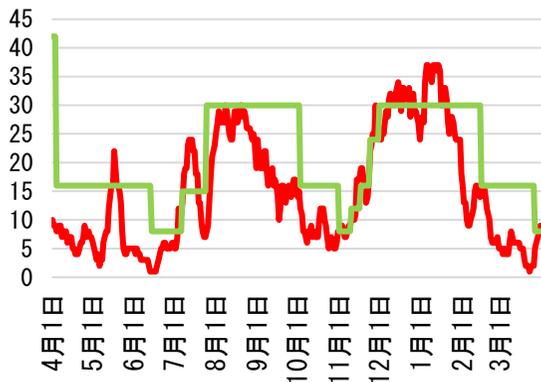


コロナ関連検査数

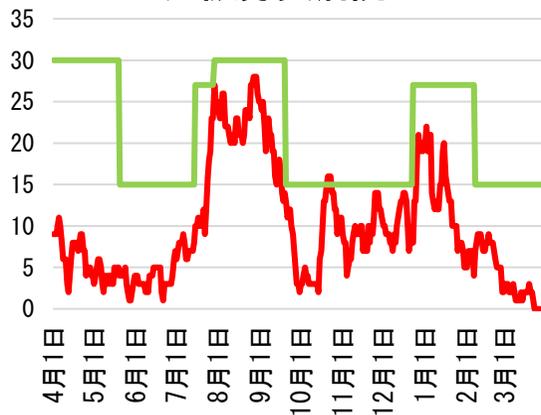


コロナ患者受入可能病床数及び受入患者数 (令和4年4月~令和5年3月)

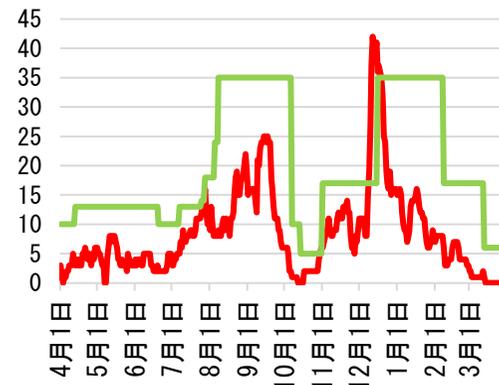
関東労災病院



大阪労災病院



長崎労災病院



評価項目No. 1-5 産業保健活動総合支援事業

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R1年度：A、R2年度：A、R3年度：A)

難易度 高

重要度 高

I 中期目標の内容

- 働き方改革の着実な推進を支援する観点から、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図ること。
 (指標) ・産業保健関係者への専門的研修等を2万6500回以上実施。→第3期中期目標期間(平成26年度～29年度)の平均値を踏まえ設定。
 ・産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談対応件数は、中期目標期間中で計12万2600件以上。→第4期中期目標策定の際の直近実績(平成29年度)の概ね5%増を目標として設定。
- 特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)や第13次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援すること。
 (指標) ・研修又は相談の利用者から、職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保。→第4期中期目標策定の際の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。
 ・アウトカム調査の有効回答のうち80%以上について具体的な改善効果を確認。→第4期中期目標策定の際の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。
【難易度「高」の理由】
 地域の事業者ニーズを的確に把握し、全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うことが必要であり、その際、地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められているため。
 疾病を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等の多くの関係者間の連携が求められているため。
【重要度「高」の理由】
 産業保健三事業を一元化して事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすため。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達 成 度		
国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定し、計画的に実施する。	専門的研修等実施回数(目標5,300回以上)	5,244回	98.9%	87.8%	69.0%	109.1%
・メンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応。 ・治療と仕事の両立支援等の課題に対する専門的相談への対応。 ・地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談に対応する。	産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談対応件数(目標122,600件以上)	130,804件	106.7%	115.6%	100.4%	111.2%
産業保健活動の質及び利便性向上を図るため、研修、相談の利用者にアンケートを実施し、その内容を分析し更なる向上に努める。	研修利用者からの評価(目標90.0%以上)	94.7%	105.2%	105.2%	104.6%	104.0%
	相談利用者からの評価(目標90.0%以上)	96.1%	106.8%	106.8%	106.4%	106.1%
研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握する。	事業が利用者にと与えた改善効果の割合(目標80.0%以上)	82.9%	103.6%	103.9%	101.8%	105.4%

Ⅲ 評価の根拠

根拠	理由
<p>医師会等関係機関との連携強化・MSW等両立支援関係者間の連携強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東電福島第一原発の健康支援相談窓口の設置・運営について、東北地域の医師会、自治体等関係機関と連携し、電子(WEB)会議システムも活用の上、相談員協議会を2回開催した。 ○ 日本医師会、産業医科大学とともに「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」に総括産業保健ディレクター、WGに産業保健ディレクターが委員として参加。【委員会1回・WG2回】 ○ <u>両立支援コーディネーター基礎研修修了者が意見を語り合う等、情報共有を図る場を設けることで、両立支援コーディネーター間の連携強化及び地域のネットワーク構築を図ることを目的として、交流会を49回開催した。</u>
<p>専門的研修への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の流行以降、電子(WEB)会議システムを活用した研修を実施しており、そのノウハウを生かし、専門的研修を実施した。また、動画配信サービスを活用したオンデマンド研修も活用し、研修の開催に努め、利用者のニーズに可能な限り対応したことで、利用者から前年度と同じく有益であった旨の高い評価を受けた。 ○ <u>地域の事業場の協力のもと、地域の登録産業医(嘱託産業医も含む)を対象として、職場巡視研修会(実地)を開催した【石川産保】。</u>
<p>利用事業場からのニーズに対する適切な対応(質の確保)</p>	<p>○ <u>センター利用者を対象としたアウトカム調査によると、センター事業の利用状況や効果について、コロナ禍においても、利用状況や効果・満足度に関して、前年度と同程度の結果を維持していることは、センターが提供するサービスが常に求められており、またそのニーズに対し、各センターにおいても適切に、かつ満足度を落とすことなく質の高いサービスを提供しているとの結果であった。</u></p> <p>【参考】 コロナに係る研修 142回、相談 348件、動画再生 2,359回</p>

参考指標

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
産業保健相談員による実地相談	449件	325件	275件	256件
メールマガジン発信回数	815回	807回	726回	743回

1. 産業保健関係者の資質向上のための研修の実施

●WEBを活用した専門的研修への対応

・Webによる研修実績

1,749回 (対前年 18.1%UP)

・動画配信サービスによるオンデマンド研修の実績

動画数 168本(対前年 10.5%UP)



●研修利用者からの評価

94.7%(達成度105.2%)

利用者の声:

- ・グループワークにおける各出席者の発言、討論により理解が深まった。
- ・衛生管理者の職務について相談できる職員や上司もおらず手探りでやっている状態であったところ、研修で聞いたことは全て有益だった。

2. 産業医の活動に対するサポート体制の整備

地域における嘱託産業医の資質向上や登録産業医の協力体制の強化を目的として**産業医ネットワークモデル事業**を実施し、5か所の産業保健総合支援センターで取組を行った。

(参考事例)

- 2か所の地産保の管轄地域にて、その地域の事業場の協力のもと、地域の登録産業医(嘱託産業医も含む)を対象として職場巡視研修会(実地)を開催【石川】
- 「大規模事業場における職場巡視と解説」をテーマに、実際に大手自動車工場を嘱託産業医が職場巡視を行う、実地研修を実施【福岡】



(自動車工場を対象に複数の産業医が職場巡視を行っている様子)

3. 産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備

- 保健師のネットワーク作りに寄与するため、関西4県の産業保健総合支援センターで、「保健師・看護師学習交流会」を開催。各センターに集まった看護師・保健師をオンラインでつなぎ開催し、地域を超えた取組は全国初。【滋賀、京都、奈良、和歌山】



4. 福島第一原子力発電所における健康管理の体制整備の支援

- 福島第一原子力発電所内で、事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象に、健康支援相談窓口を設置するほか、健康管理体制の向上に資するテーマの研修会を実施。
 - ・相談窓口開設件数60回、相談件数295回
 - ・研修実施回数 10回
 テーマ「1F構内の一般健康管理」「ストレス対処法とセルフケア」等

評価項目No. 1-6 治療就労両立支援事業

難易度	高
重要度	高

自己評価 S

(過去の主務大臣評価 R1年度：S、R2年度：A、R3年度：S)

I 中期目標の内容

1. 労災病院及び治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら対応するとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者へのきめ細やかな支援を行うこと。
(指標)・支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得ること。⇒各種アンケート満足度の一般的水準(80%)を踏まえ設定。
2. 両立支援の実践において収集した事例について、これを分析することで両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行うこと。
3. 産業保健総合支援センターにおいて、企業等に対する正しい知識及び理解の普及、企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに労働者と企業との間の個別調整支援を適切に実施すること。
4. 両立支援コーディネーターを効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すため、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、更なるコーディネートの能力向上を図るための応用研修を実施すること。
5. 研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度のあり方について検討すること。

【難易度「高」の理由】

治療と仕事の両立を推進するためには、経営責任者等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備を促すことに加え、トライアングル型のサポート体制の構築に向けて多くの関係者による連携強化が必要であるところ、中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の課題が存在するため。

【重要度「高」の理由】

政府が推進する働き方改革実行計画の実現に当たっては、会社の意識改革と受入体制の整備並びに主治医、会社、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継続的な人材の確保及び生産性の向上を実現することが必要であるため。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達 成 度		
支援した罹患者にアンケートを行い、その結果をマニュアルに反映させることにより、質の向上を図る。	支援した罹患者の有用度 (目標 80.0%以上)	98.4%	123.0%	121.9%	113.3%	113.3%

要因分析

指 標	要因分析（分類：①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」）
支援した罹患者の有用度 （目標 80.0%以上）	② アンケートに記載された、支援を受けた患者の意見について、各病院及び両立支援センターにフィードバックしたこと、また事例検討会等へ、コーディネーターをファシリテーターとして積極的に参加させたことが、業務の自主的な改善を促し、機構全体の両立支援の質の底上げに繋がったものと考えられる。現在の社会状況等から、病院での支援にあたっての目標数値については、妥当な水準と考えられる。

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
支援した罹患者の有用度の向上	質の高い両立支援を提供するため、両立支援コーディネーターの能力向上に向けた取組として、労災病院及び治療就労両立支援センターの両立支援コーディネーターを対象とした「意見交換会」を開催し、支援に当たっての課題の検討や好事例の共有を行った。また、「事例検討会」にファシリテーターとして参加させたことなどもスキルアップに繋がった。
中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の難易度が高い課題に対応	中小企業における両立支援の普及・促進に向け、全国の産保センターにおいて、事業主を対象に啓発セミナーを259回開催したほか、両立支援促進員による個別訪問支援を1,669回実施した。 これらの取組により、両立支援に関する相談対応件数は7,308件と前年度を上回る実績となった。 両立支援コーディネーター基礎研修修了者(5,608人)のうち企業内の労務担当者の人数は871人となり事業場における両立支援の体制整備に貢献できた。
両立支援コーディネーターの積極的養成	トライアングル型サポート体制の更なる普及のため、両立支援コーディネーター基礎研修をオンライン形式（オンデマンド配信＋ライブ研修）で実施し、過去最高であった前年度（4,556人）を上回る5,608人の養成を達成するとともに、オンデマンド配信では講義途中の確認テストを設け、ライブ研修では「アンサーパッド」による個人演習を増やすなど研修の質の向上に取り組んだ。 研修修了者の勤務先は企業、医療機関等幅広いことから、会社の意識改革と受入体制整備により、トライアングル型サポート体制の更なる促進を図ることができた。

参考指標

支援事例の収集件数	令和4年度 1,347件、 令和3年度 1,369件、 令和2年度 1,104件、 令和元年度 1,131件
両立支援コーディネーター養成者数	令和4年度 5,608人、 令和3年度 4,556人、 令和2年度 3,402人、 令和元年度 1,813人
基礎研修の有用度及び理解度	有用度：令和4年度 96.1%、 令和3年度 96.4%、 令和2年度 95.6%、 令和元年度 80.4% 理解度：令和4年度 97.0%、 令和3年度 96.6%、 令和2年度 96.2%、 令和元年度 80.1%
事業場等からの相談対応	令和4年度 7,308件、 令和3年度 7,110件、 令和2年度 6,664件、 令和元年度 6,688件

■ 労災病院及び治療就労両立支援センターによる両立支援の推進

労災病院及び治療就労両立支援センターでは、仕事を有する患者に対し、就労継続や職場への復帰を念頭にきめ細やかな支援を実施している。



両立支援事例の収集 (R4年度 1,347件)

患者アンケート結果 : **有用度98.4% (目標80%以上)**

・全国の病院・両立センターのコーディネーターの参加する意見交換会の開催や好事例の共有等、支援の質の向上に向けた取組により上昇

<企業に対する支援>

全国の産業保健総合支援センターで両立支援に関する相談やセミナーを実施。

- ・ 啓発セミナー：259回 (前年度169回)
- ・ 相談対応：7,308件 (前年度7,110件)
- ・ 個別訪問支援：1,669回 (前年度1,819回)
- ・ 個別調整支援：524件 (前年度599件)



両立支援コーディネーター基礎研修修了者のうち企業内担当者の人数：871人 (前年度1,186人)

<両立支援コーディネーターの養成>

- ① 本部において両立支援コーディネーター基礎研修を実施。労災病院の支援事例等を基に作成したマニュアルを使用するとともに、労災病院のMSW等が研修講師を務めた。
 - 令和4年度受講者数：5,608人【前年度4,556人】【累計17,695人】
- ② 全国の産業保健総合支援センターにおいて基礎研修修了者を対象としたグループディスカッションによる事例検討会を開催。
 - 令和4年度開催人数：980人参加 (62回)【前年度641人 (63回)】

・ アンケート結果：
 <基礎研修>
 有用度 96.1% 理解度 97.0%
 <事例検討会>
 有用度 94.0% 理解度 94.9%

・ 交流会開催回数：49回

<質の高い両立支援の普及>

- 厚生労働省主催のパネルディスカッションのファシリテーターとして参加。
- 産業保健スタッフ等が参加する交流会や事例検討会で令和3年度に改訂した「両立支援コーディネーターマニュアル」を普及させた。
- 「治療と仕事の両立支援」が(一社)日本専門医機構による専攻医の講習及び専門医更新のための必修講習となっている。
- コーディネーター養成についての研究から、配置の多い医療機関では支援件数も多く、両立支援コーディネーターの増員の必要性が明らかになった。

(日職災医71:14-22, 2023)

行政、企業、医療機関と
連携して両立支援を
幅広く展開…

機構内部に
おける活用

機構で培った
ノウハウの外部
への提供

評価項目No. 1-7 専門センター事業

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R1年度：B、R2年度：B、R3年度：B)

I 中期目標の内容

1. 重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、効率的な運営に努めること。
(指標)・それぞれ医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保。⇒第3期中期目標期間(平成26年度～29年度)の平均値を踏まえ設定。
2. 治療開始時から日常生活復帰を経て職場復帰につながった事例を収集及び分析の上、入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究を推進し、その成果の普及を図ること。
3. 職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器等の新たな医療技術等の開発及び普及を推進すること。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達 成 度		
重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、効率的な運営に努めるとともに、それぞれ医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。	(医療リハ) 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合 (目標 80.0%以上)	93.2%	116.5%	113.0%	113.4%	114.5%
	(総合せき損) 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合 (目標 80.0%以上)	84.6%	105.8%	108.3%	104.3%	110.6%

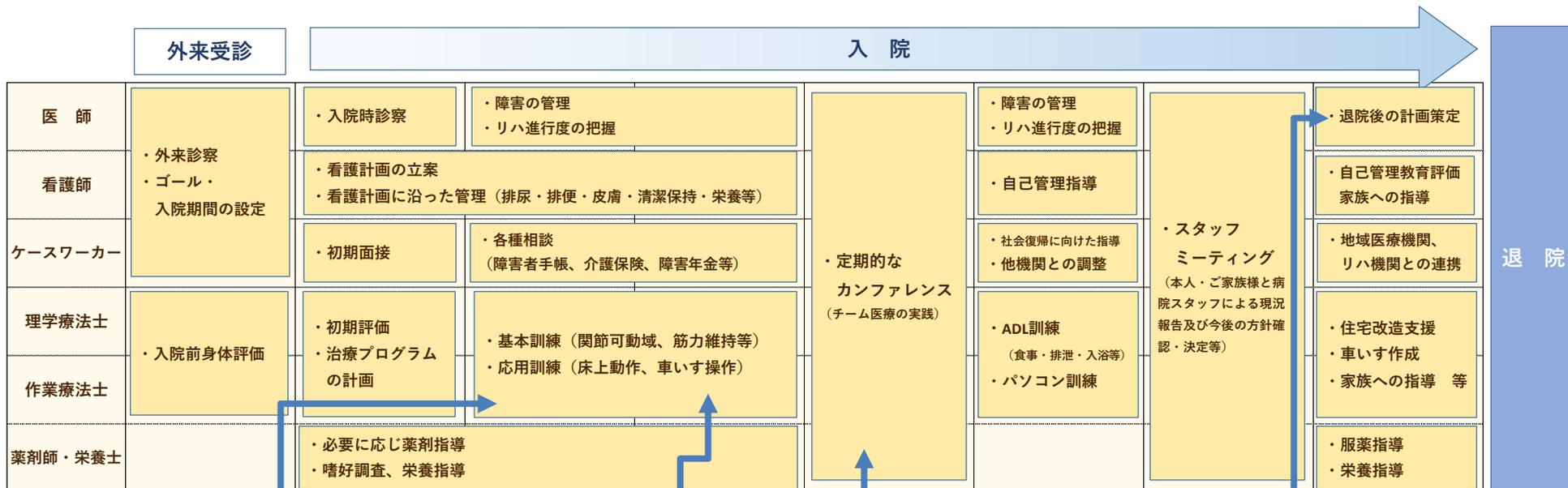
Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
脊髄損傷患者の積極的な受入と高度・専門的医療の提供	ヘリコプター等で受傷直後の外傷性脊椎・脊髄損傷患者を受け入れ、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供するとともに、脊髄損傷治療・看護方法に関する知見の発信を行った。
国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの連携による職場・自宅復帰率向上のための継続的な取組	国立吉備高原職業リハビリテーションセンターと運営協議会等を開催し、定期的な合同評価会議等を通じてリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図る等、連携して患者の技能向上・職業訓練を実施することで職場・自宅復帰率向上に取り組んだ。
自立支援機器等の研究開発及び成果の普及活動	「国際福祉機器展」（令和4年度は10/5～10/7開催、延べ88,521人が来場）などに出展し、「間欠式バルーンカテーテル用自助具」、「横押し携帯型酸素ボンベカート」等の開発機器や蓄積したノウハウの広報・普及活動を行った。 また、3Dプリントを活用した自助具（食事用、書字用、ひげそり用等11件）を院内患者に提供して患者のQOL向上に繋げる等、研究開発に取り組んだ。

参考指標

せき損患者の受入実績	ヘリコプターによる緊急受入数 令和4年度 42件、令和3年度 44件、令和2年度 45件 せき髄損傷患者の新規入院患者数 令和4年度144人、令和3年度124人、令和2年度145人
国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの連携実績	運営協議会 令和4年度 1回、令和3年度 1回、令和2年度 1回 職業評価会議 令和4年度 9回、令和3年度 11回、令和2年度 12回 OA講習 令和4年度 7回、令和3年度 6回、令和2年度 8回
自立支援機器等の研究開発実績	令和4年度に開発中の製品 ・スライディングボード（臀部保護用折り曲げ付き） ・歩行反射中枢への経皮的電気刺激装置 ・簡易に脱着できる電動車いす化ユニット ・下顎トラッキングによるポイントングデバイス ・ベッド用座位保持用具（金属フレームタイプ、クッションタイプ） ・車いす用体幹保持サイドサポート ・車いす漕ぎ数カウンタ ・横押し携帯型酸素ボンベカート ・穿刺器具用自助具

○ 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進に向けた多職種連携
 ◆ 多職種連携による職場・自宅復帰までの一貫したケアの実施
 (医療リハビリテーションセンターにおけるせき損患者の事例)



車いすによる体力強化訓練



関節可動域訓練



他職種によるカンファレンス



退院後の計画作成



評価項目No. 1-8 未払賃金立替払事業

自己評価 **A**

(過去の主務大臣評価 R1年度：B、R2年度：A、R3年度：A)

重要度 **高**

I 中期目標の内容

1. 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持。
⇒第3期中期目標期間（平成26年度～平成30年度）の目標値（25日以内）から5日の短縮となる「20日以内」を設定。
2. 代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。
3. 年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績等報告書等において明らかにすること。

【重要度「高」の理由】

この事業は、労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして重要であるため。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達	成	度
請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持。	請求書の受付日から支払日までの期間 (目標値 20日以内)	14.7日	126.5%	127.0%	128.0%	117.5%

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要因分析（分類：①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」）
請求書の受付日から支払日までの期間 (目標値 20日以内)	<p>② 原則週1回の立替払を堅持、新型コロナの影響で労働基準監督署に来署できない請求者向けに記載方法等をまとめたリーフレットの作成、大型請求事案に対する破産管財人等との事前調整や電話相談、定期的な審査担当者間の業務打合せによる情報共有と審査能力の向上、困難事案に係る早期相談体制の構築等を適切に実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、集合形式とともにオンライン形式の同時開催等、継続して破産管財人等を対象とした研修会の開催等に取り組んだ。</p> <p>上記取組により3年続けて達成度が120%を超える結果になったが、令和5年度以降も新型コロナ感染状況やウクライナ情勢の影響等経済情勢の見通しが困難であり、企業倒産の増加の懸念があることから、目標変更は適当ではないと考える。</p>

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
迅速かつ適正な立替払の実施	<p>審査手続をより迅速化するために、WEB会議システムを活用した、日弁連との会合、弁護士向け研修会及び破産管財業務に精通した弁護士等との委員会の開催、地裁への訪問、審査能力向上のための研修、事例検討による情報共有等の適切な実施、また、裁判所・関係機関向けに立替払制度の概要等をまとめたリーフレットを作成し、裁判所訪問の際に配付することで周知、情報提供の強化を図った。</p> <p>また、当機構ホームページに、チャット方式で質問に答える「未払賃金立替払事業のチャットボット」を設定し、請求者等からの質問に24時間対応できるようにした。（6割を超える利用者から「今回の回答で解決した」との評価をいただいた）。</p> <p>更に、迅速化の長期的対応として、システムの抜本的な見直し及び立替払請求の電子申請化等の検討を行い、令和4年度はコンサルタントによる新システムに向けた調査研究を行った。</p>
立替払により代位取得した賃金債権について、適切な債権管理及び求償を行い、弁済可能な債権を確実に回収	<p>関係する破産管財人又は所在の判明している事業主の全てに立替払通知を送付することで、適時適切に求償を行った。事実上の倒産事案については、労働基準監督署及び第三債務者に照会し、回収可能な債権であると確認できた場合は、管轄する地方裁判所に差押命令申立を行い、確実な回収を図った。</p>
情報開示の充実	<p>未払賃金立替払事業の立替払額や回収金額は、業務実績等報告書及び当機構のホームページにおいて情報を公開し、新型コロナウイルス感染症の流行後においては、支払件数等の速報値も随時ホームページで公表している。</p>

参考指標

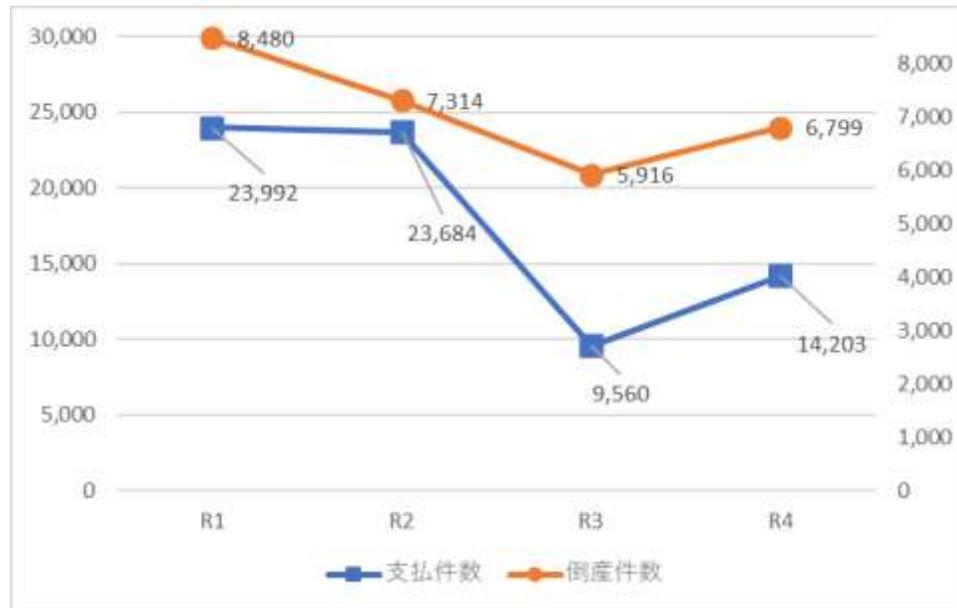
支給者数	令和4年度 14,203人、令和3年度 9,560人、令和2年度 23,684人、令和元年度 23,992人
立替払額	令和4年度 4,856百万円、令和3年度 3,642百万円、令和2年度 8,411百万円、令和元年度 8,638百万円
回収金額	令和4年度 1,327百万円、令和3年度 2,029百万円、令和2年度 2,405百万円、令和元年度 1,806百万円

未払賃金立替払事業の適切な実施

支払日数の年度別推移

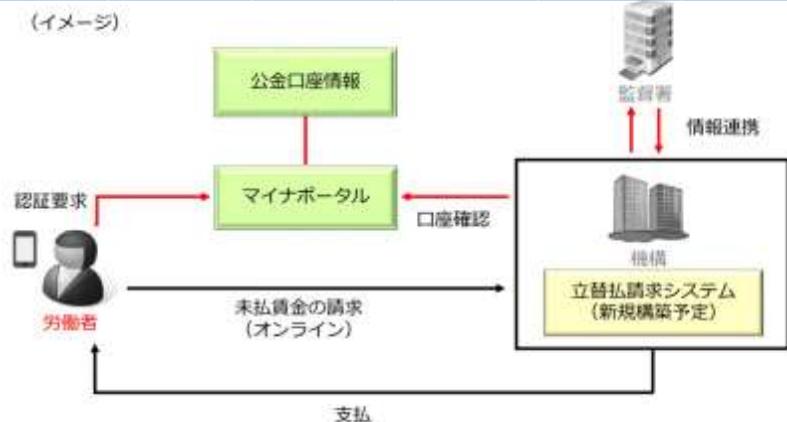


未払賃金立替払支払件数、倒産件数の推移



(参考)マイナポータルを活用したオンライン申請(検討中)

出典(倒産件数) : 帝国データバンクホームページ <https://www.tdb.co.jp/tosan/syukei/>



令和4年度は倒産件数の増加に伴い、支払件数も増加したが、原則週1回の立替払を確保し、賃金未払の労働者に対して迅速に支払を行うことができた。

評価項目No. 1-9 納骨堂の運営事業

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R1年度：B、R2年度：B、R3年度：B)

重要度 高

I 中期目標の内容

1. 産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行うこと。

(指標) ・来堂者、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得ること。⇒第3期中期目標期間(平成26年度～平成29年度)の実績等を基に設定。

【重要度「高」の理由】

霊堂を維持管理するとともに、慰霊式を行うことは、労働災害により尊い生命を失われた方々の慰霊と被災労働者の遺族の援護を図る上で重要であるため。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実 績 値	達 成 度	達	成	度
産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行う。	慰霊の場としてふさわしいとの評価(非常に満足・満足の割合)(目標値 90.0%以上)	98.9%	109.9%	108.0%	111.1%	108.6%

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
産業殉職者合祀慰霊式に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年度の慰霊式は、5年に一度、皇室の御臨席を賜る式であり、各政党代表も含め多くの来賓の参列となるため、宮内庁はもとより、各方面との調整、当日の準備等、通常の慰霊式よりも事前準備、当日の対応が多岐にわたり、その対応が複雑困難なものであり、加えて、令和4年は引き続きコロナ禍であったため感染対策に万全を期す必要があったこと、7月には元総理への銃撃事件が発生したため、要人警護に当たってより一層きめ細かな対応が必要であったこと、更には今回初めて秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御臨席を賜ったため、その準備にも多くの時間を割くこととなり、通常の慰霊式と比してその運営に当たっての困難性は高まった。そうした状況ではあったが、遺族の方々から前回皇室の御臨席を賜った時以上の評価をいただいた。(平成29年度：94.2% ⇒ 令和4年度：98.9%) ○ 式典には、秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御臨席を賜り、御遺族をはじめ、衆議院議長、厚生労働大臣(代理)、各政党、日本労働組合総連合会、日本経済団体連合会、日本商工会議所、中央労働災害防止協会等の各界を代表する来賓に御参列いただき、感染対策や安全対策を行う中、充実した内容の慰霊式を開催。(新たに2,384人の御霊を奉安し、合わせて271,034人の御霊を慰霊。来賓等506名が参列) ○ 感染対策として、「新型コロナウイルス感染症禍における産業殉職者合祀慰霊式開催のためのガイドライン(第3版)」に基づき、新型コロナウイルス感染防止の取組を行いながら実施。参列者全員にマスク・手指消毒ボトルの配付、接触感染防止のため、テーブル・椅子等消毒巡回要員を配置、対応。皇宮警察音楽隊及び東京混声合唱団テントに飛沫感染防止用ビニールシートを設置。 ○ 安全対策として、高尾警察署など関係機関との綿密な連携の下、金属探知機による手荷物検査の実施や職員の巡回の強化などにより安全を確保。 ○ 遺族等参列者の満足度を上げる取組として、前回の皇室参列時に参列者から待ち時間が長かったとの御意見が多かったことを踏まえ、式典スケジュールを変更して献花の開始時間の繰り上げ、場内のモニターを増やして待機時間に霊堂の紹介動画を放映する等の取組を実施。 ○ その他、参列できない方のために、インターネット(YouTube)によるライブ配信を行うとともに、労働局、監督署、労災病院等関係機関に同日同時刻に黙とうの協力依頼をし、安全な職場環境の実現と労働災害の根絶に向けて努力することを誓う慰霊式を挙行。 ○ なお、昨年度、霊堂改修工事により霊堂外壁の剥離・汚れ等を解消し、来堂者が歩きやすいバリアフリー化の広場で慰霊式を開催できたことから、その点についても評価をいただいたところ。
日々の来堂者に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 霊堂職員に対して、「接遇マナーマニュアル」をもとにトレーニング(OJT)を実施。 ○ 霊堂改修工事中に休館した納骨堂について、遺族が参拝できるよう管理事務所2階に仮祭壇を設置。 ○ 日々の来堂者や慰霊式に参列した遺族から多数の希望があった納骨堂の漏水、外壁の剥離・汚れ等が霊堂改修工事により解消。 ○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として検温・手洗いの協力要請及び手指消毒液、飛沫感染防止アクリル板を設置。
産業殉職者慰霊事業の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機構ホームページやTwitterを通じて、産業殉職者合祀慰霊式の動画、霊堂の改修工事や開館状況等の情報を配信。 ○ 産業殉職者慰霊事業を周知するため、高尾みころも霊堂を紹介するパンフレットを47都道府県労働局及び327労働基準監督署他に12,510部送付。

1. 秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御臨席を賜り、慰霊式を開催

秋篠宮皇嗣同妃両殿下



安心・安全に万全の配慮

○ 不測の事態に備えた安全対策

- ・ 要人警護のより一層きめ細やかな対応
- ・ 高尾警察等の関係機関との綿密な連携
- ・ 金属探知機による手荷物検査の実施
- ・ 巡回の強化

○ 感染対策

- ・ 参列者全員にマスク・手指消毒ボトルを配付
- ・ テーブル・椅子等の消毒巡回を実施
- ・ 音楽隊/合唱団のテントにビニールシートを設置

○ 待機時間対策

- ・ 式典スケジュールの変更（献花開始時刻の繰り上げ）
- ・ 場内モニターの増設（霊堂紹介動画等の放映）

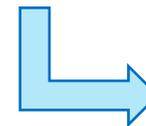
【満足度】
平成29年度
(前回御臨席時)
94.2%
↓
令和4年度
98.9%

2. 改修中も遺族が参拝可能な仮祭壇を設置

納骨堂11階

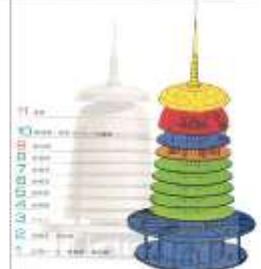
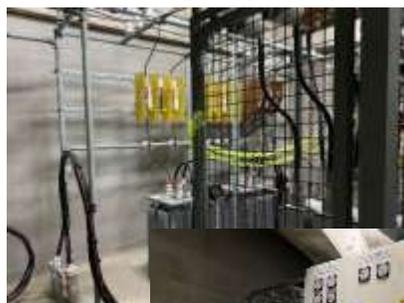


管理事務所2階



3. 霊堂建物等の維持管理

エレベータ等の稼働に欠かせない高圧線の更新工事



4. 参列できない遺族等に配慮した情報発信

機構ホームページやTwitterの積極的活用



評価項目No. 1-10 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R1年度：－、R2年度：－、R3年度：B)

I 中期目標の内容

1. 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。

II 指標の達成状況

定量的指標はなし

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
<p>特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たり、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務を適切かつ迅速に実施。</p>	<p>特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の審査の結果に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた3,118件の案件について支払情報受領後、認定通知書において示された期限内（認定の決定があった日の翌月月末まで）に速やかに支払を実施した。</p> <p>なお、支払事務を行うに当たっては、支払事務マニュアルに基づき個人情報の取扱いに特に配慮した。</p> <p>また、基金については、特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金管理運営要領（令和3年12月20日厚生労働省基発1220第2号）に基づき、特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金管理運営規程を定めて体制を整備した上で、適切な管理に努めた。</p> <p>【参考】認定決定件数（※1） 令和4年度：3,471件、令和3年度：86件 ※1 厚生労働省から通知された件数</p>

参考指標

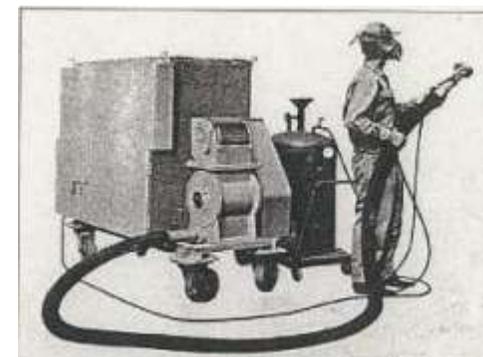
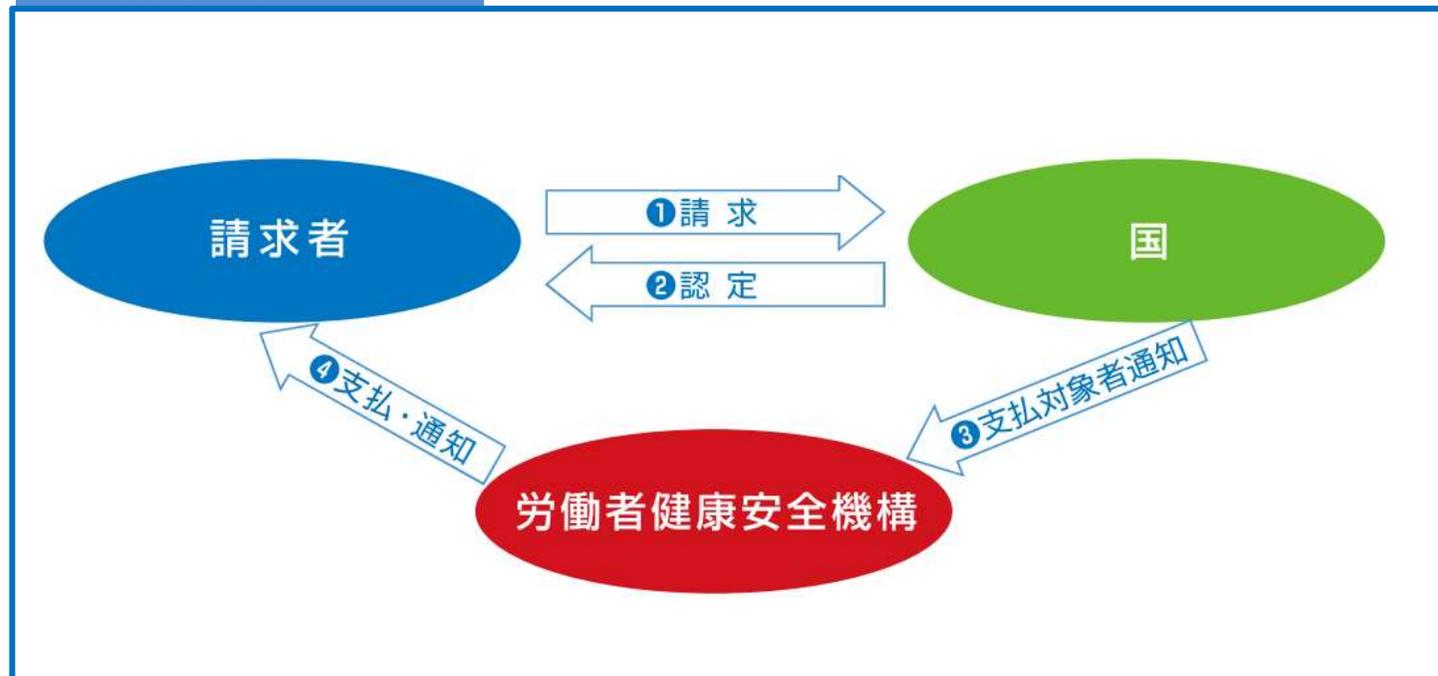
支払件数	令和4年度：3,118件、令和3年度：86件（※2）
支払額	令和4年度：37,400,330千円、令和3年度：1,071,700千円

※2 令和3年度については、1回目の支払を令和4年3月18日に実施。

1 建設アスベスト給付金制度の概要

建設アスベスト給付金制度は、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」(令和3年法律第74号)に基づいて、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が石綿を吸入することにより発生する疾病にかかり、精神上的苦痛を受けたことについて、最高裁判決等において国の責任が認められたことに鑑み、被害者の方々へ損害の迅速な賠償を図るための制度です。

2 給付金制度の流れ



評価項目No. 2-1 業務運営の効率化に関する重要事項

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R1年度：B、R2年度：B、R3年度：B)

I 中期目標の内容

- 働き方改革の取組を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図ること。
- 給与水準について、国民の理解と納得が得られる適正な水準となるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行うこと。
- 経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。
- 運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図ること。
 (指標)・中期目標期間の最終年度において、平成30年度予算に比して、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費については15%程度削減。⇒中期目標達成のための段階的な目安として、3%削減を目標として設定。
 ・中期目標期間の最終年度において、平成30年度予算に比して、事業費(研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。)については5%程度削減。⇒中期目標達成のための段階的な目安として、1%削減を目標として設定。
- 機構の給与水準については、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表すること。
- 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、契約の適正化を推進すること。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達	成	度
一般管理費については、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き削減を図る。	一般管理費の削減率 (目標値 中期目標期間終了時まで、平成30年度予算に比して15%節減)	△12.1% (4年度目標： △12.0%)	100.6%	101.4%	105.4%	102.6%
事業費については、研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除き削減を図る。	事業費の削減率 (目標値 中期目標期間終了時まで、平成30年度予算に比して5%節減)	△4.0% (4年度目標： △4.0%)	100.9%	101.2%	101.2%	100.1%

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
業務の合理化・効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務の合理化においては、繰り返し長時間労働を行っている部門・職員に対しては、所属長等を通じてヒアリング等を行い、長時間労働の原因究明、抑制に努めた。 ○ 各種会議・研修等の場における指示等により年次有給休暇の取得率の向上に努めた。 ○ 期末・勤勉手当については、事業実績等を勘案の上、削減措置を継続し、4.11月分の支給とした。
機動的かつ効率的な業務運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「調達等合理化計画」に基づいた更なる競争性の確保及び仕様の見直し等による経費節減を実施した。
業務運営の効率化に伴う経費節減等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般管理費の削減に関しては、一般競争入札の推進等契約努力による印刷製本費等の減に取り組み、平成30年度予算55百万円に比して、令和4年度予算は48百万円となり、約7百万円の節減を行った。 ○ 事業費の削減に関しては、電子（WEB）会議システムを活用した会議の推進による旅費の減等に取り組み、平成30年度予算235百万円に比して令和4年度予算は226百万円となり、約9百万円の節減を行った。 ○ 適正な給与水準の検証・公表のため、令和3年度の給与水準について検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を令和4年6月にホームページで公表した。

評価項目No. 3-1 財務内容の改善に関する事項

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R1年度：B、R2年度：B、R3年度：B)

I 中期目標の内容

1. 全ての労災病院において医薬品及び高額医療機器等の共同購入等を実施し、独立行政法人国立病院機構等の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図ること。
2. 安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。また、客観的な指標により病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めること。
(指標) ・病床利用率を全国平均以上とすること。⇒医療法施行令第4条の8による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率として、直近(令和元年度)の全国平均である76.5%以上を目標として設定。
3. 医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うこと。
4. 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断に見直しを行うこと。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達 成 度		
・安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行う。 ・客観的な指標により病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努める。	医療法施行令第四条の八による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率(目標値 76.5%以上)	79.2%	103.5%	103.1%	100.5%	105.7%

※令和2年度～令和4年度についてはコロナ病床を除く病床利用率

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
独立行政法人国立病院機構との連携等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医薬品の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構及び国立高度専門医療センターとの連携の下で行った。(8,600品目) ○ 高額医療機器の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社との連携の下で行った。(削減効果：733百万円)
医業収入の安定的な確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主に経営状況が悪化している病院に対する個別業務指導・支援（行動計画の作成・フォローアップ、個別協議の開催、収入増加・支出削減対策の指導等）を実施。 ○ <u>多くの労災病院が新型コロナウイルス感染症に係る重点医療機関又は協力医療機関として感染症患者を積極的に受け入れたことに加え、地域医療に支障を来たさぬよう救急患者等の受入についても積極的に取り組んだ結果、新入院患者数は令和3年度より増加し、コロナ病床を除いた病床利用率は79.2%と目標値を上回っている。</u> ○ 上記の結果、経常収益が令和3年度と比較して16億円増の3,286億円となった。
保有資産の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有資産の有効な活用方法について、保有資産利用実態調査に基づき、保有資産検討会議において選定した資産を含め、処分可能な資産の売却作業を進め、毎年不要財産以外の重要な財産の売却により生じた収入を労災病院の増改築基金に充当しているものの、令和4年度は公告した3物件に対し応札者がなく、充当はなかった。

参考指標

コロナ病床数（1日当たり）	専用 446.1床/日（対前年度比+19.1床/日） 休床 757.8床/日（対前年度比▲47.4床/日） 合計 1,203.9床/日（対前年度比▲28.3床/日）（総稼働病床数10,750床の11.2%） 【参考】 最大値（8月） 1,502.4床/日（総稼働病床数10,717床の14.0%）
---------------	--

	令和4年度（実績）	令和3年度（実績）	対前年度増減
入院収入	199,945百万円	193,049百万円	6,896百万円
1日当たり患者数	7,773人	7,707人	66人
(再掲) 新型コロナ患者数	231人	163人	68人
1人当たり診療単価	70,475円	68,624円	1,851円
病床利用率（％）	79.2%	78.9%	0.3ポイント
(参考) コロナ病床含む	72.4%	71.4%	1.0ポイント
外来収入	88,956百万円	86,392百万円	2,564百万円
1日当たり患者数	23,035人	23,021人	14人
(再掲) 新型コロナ患者数	329人	203人	126人
1人当たり診療単価	15,892円	15,507円	385円
その他収入	39,682百万円	47,569百万円	△7,887百万円
経常収益	328,583百万円	327,010百万円	1,573百万円

評価項目No. 4-1 その他業務運営に関する重要事項

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R1年度：B、R2年度：B、R3年度：B)

I 中期目標の内容

1. 機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。
2. 労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保、定着について強化を図ること。また、チーム医療を推進するため、特定行為を行う看護師等、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施すること。
(指標) ・有益度調査において全研修平均で85%以上の有益度を得ること。⇒第1期から第3期中期目標期間(平成16年度～平成30年度)の研修有益度調査結果の実績値を踏まえ設定。
3. 労災看護専門学校においては、勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。
(指標) ・看護師国家試験合格率を全国平均以上とすること。⇒看護師国家試験合格率の全国平均以上を設定。
4. 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援を行うことに努めること。
5. 質の高い産業保健サービスを提供していくため、産業保健総合支援センター職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催すること。
6. 障害者の雇用の促進等に関する法律において定められた法定雇用率を着実に上回るとともに、雇用した障害者の定着を図ること。
7. 労働安全衛生融資貸付(職場環境改善等資金貸付)について適切に債権管理等を行うこと。
8. 内部統制については、法人の長のリーダーシップの下、必要な規程等の整備、見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかどうかの点検及び検証、点検等結果を踏まえた必要な見直しを行う等充実及び強化等を図ること。
9. 情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに適切な情報セキュリティ対策を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達成度		
チーム医療を推進するため、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施する。	研修の有益度 (目標値 85.0%以上)	92.7%	109.1%	108.2%	106.2%	106.1%
労災看護専門学校においては、勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成する。	労災看護専門学校生の国家試験合格率 (目標値 全国平均以上)	99.0%	109.0%	108.4%	109.3%	110.3%
労働安全衛生融資貸付(職場環境改善等資金貸付)について適切に債権管理等を行う。	労働安全衛生融資貸付債権(破産更生債権を除く)の回収額(破産更生債権以外は令和2年度をもって全額回収)	—	—	—	187.5%	183.3%

Ⅲ 評価の根拠

根 拠	理 由
各職種の研修プログラムの検証・充実	新型コロナウイルス感染症の影響下でも、WEB形式による研修も引き続き行い、また感染対策に留意して集合研修も一部開催し、当初計画した主催研修全てを実施することができた。WEB形式による研修については、通信環境等の整備を図るとともに、研修プログラムを見直した。特にグループワークにおいて議論が活発化しやすい設定を行うことにより、より効果的な研修となるよう努めた。
情報セキュリティ対策の推進	全施設に対して情報セキュリティに係る注意喚起文（令和4年度：228回）を発出、情報セキュリティインシデント訓練実施及び情報セキュリティに関する自己点検を実施することで、情報セキュリティ対策の徹底等を行った。また、第三者による情報セキュリティ監査を22施設に実施し、これらの結果に基づき、各施設の情報セキュリティ対策の改善を図った。
障害者雇用の着実な実施	円滑な採用と雇用後の定着を図るため、サポートマニュアルを踏まえた実践的な活動として、本部と施設、障害者の就労を支援する機関とが連携して実習から採用、就職後の支援までを行うことにより、確実な採用、定着につなげた。